

平成25年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成25年11月7日 開会

平成25年11月7日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [11月7日(木)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 議案第9号から議案第14号まで一括議題 (平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他5件)	4
閉会	15

平成25年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年11月7日

開会 午後2時15分

閉会 午後2時45分

平成25年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成25年11月7日（木曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県庁北新館3階）

会議に出席した議員（18名）

1番 越 直 美	2番 大久保 貴
3番 藤 井 勇 治	4番 富士谷 英 正
5番 平 沢 克 俊	6番 宮 本 和 宏
7番 野 村 昌 弘	8番 正 木 仙治郎
9番 山 仲 善 彰	10番 谷 畑 英 吾
11番 福 井 正 明	12番 小 椋 正 清
13番 平 尾 道 雄	14番 平 尾 義 明
15番 竹 山 秀 雄	16番 宇 野 一 雄
18番 北 川 豊 昭	19番 久 保 久 良

会議に欠席した議員（1名）

17番 伊 藤 定 勉

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 橋 川 涉	副広域連合長 村 西 俊 雄
副広域連合長 古 川 源二郎	代表監査委員 内 堀 喜代治
事務局長 岡 山 正 行	事務局次長 川 北 美 成
業務課長 前 川 学	

職務のため出席した者の職氏名

書 記 大 石 教 夫	書 記 井 口 明 洋
-------------	-------------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 9 号から議案第 1 4 号
(平成 2 4 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 5 件)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 9 号から議案第 1 4 号
(平成 2 4 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 5 件)

議事の経過

開会 午後 2 時 1 5 分

(開会 開議)

○議長（藤井勇治君） ただいまから、平成 2 5 年 1 1 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 8 名、欠席議員は 1 名、欠席議員は伊藤定勉議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布いたしておりますので、文書のとおりでございます。

ご了承を願います。

(日程第 1)

○議長（藤井勇治君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により指定いたします。

大久保貴議員は、2 番に指定いたします。

福井正明議員は、1 1 番に指定いたします。

小椋正清議員は、1 2 番に指定いたします。

平尾道雄議員は、1 3 番に指定いたします。

平尾義明議員は、1 4 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（藤井勇治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 1 番 福井正明議員、1 2 番 小椋正清議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（藤井勇治君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本日の定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(藤井勇治君) 日程第4、議案第9号から議案第14号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(大石教夫君) 議件を朗読いたします。

議案第9号平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について、議案第12号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第13号平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第14号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)。

以上です。

○議長(藤井勇治君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長(橋川 渉君) 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成25年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議を願うにあたりまして、その概要を説明させていただきますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、高齢者医療制度の見直しをめぐる国の動向について申し上げます。

本年8月、社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられました。

これを受けて、政府は今臨時国会に社会保障制度改革の全体像や進め方を明示した、いわゆるプログラム法案である、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を提出されました。

本法案においては、持続可能な医療保険制度等を構築するため、個別、具体の必要な措置を平成26年度から29年度までをめぐり順次講ずるものとし、あわせてこれら措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度のあり方について、必要に応じ見直しに向けた検討を行うものとされております。

従いまして、後期高齢者医療にかかる現行制度の大枠は継続されるものと見込まれる中で、当広域連合といたしましては、引き続き被保険者の方々が、安心して必要な時に必要な医療を受けていただけるよう、国の動向を注視し、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、医療費の動向について申し上げます。

本年9月に厚生労働省が発表しました平成24年度の概算医療費は38兆4千億円、対前年度1.7%増で、うち後期高齢者の医療費は13兆7千億円、対前年度2.8%増でございます。全体の約36%を占めております。

本県の後期高齢者の平成24年度医療費は、前年度に比べ34億9,200万円増の1,354億4,200円で、その伸び率は2.65%となりました。

この伸び率については、第3期保険料率改定時には、直近の平成22年度、23年度が4%~6%の高い伸び率で推移していたこともありまして、3.92%と見込んでおりましたが、全国と同様に平成24年度は比較的落ち着いた結果となりました。

これに関して厚生労働省は、これまで医療費を押し上げてきた医療の高度化の影響が、平成24年度は低いのが特徴であると指摘しております。

しかしながら、第3期の2年目にあたる本年度の医療費につきましては、8月診療分までの1か月あたりの平均額は約118億円、24年度に比べ4.37%の伸びを示しておりますことから、引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、第4期保険料率の改定について申し上げます。

現在、平成26、27年度の第4期保険料率の改定作業を進めておりますが、被保

険者の増加や一人当たりの医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引き上げや消費税率の引き上げの影響により、高い改定率とならざるを得ない状況にあります。

そこで高齢者の負担の急増を緩和し、かつ健全な財政運営を確保するために、県に対して財政安定化基金から保険料率増加抑制のための交付金を交付していただけるよう要望しているところであります。

引き続き、要望の実現に向けて努力してまいりますとともに、更なる医療費等の諸係数の精査を行い、市町の皆様ともよく協議し、適切な保険料率を設定してまいりたいと考えております。

次に、健康づくりの取り組みについて申し上げます。

当広域連合では、高齢者の方々が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていただけるよう、これまで市町の皆様と連携しながら保健事業にも積極的に取り組んでまいりました。

特に高齢者の死因の第3位である肺炎については、高齢者になってからでもできる発症及び重症化予防策として、肺炎球菌ワクチン予防接種費助成事業を実施しており、昨年度までに約2万人の方がワクチンを接種済みであり、今年度もすでに2,200人を超える方が接種されております。

これから冬場となり、シーズンを迎えるインフルエンザの予防接種時期もあわせて、肺炎球菌ワクチンを接種される方も増えるものと見込んでおります。

また、モデル市町による先駆的な健康づくり事業に対する助成など、その他の健康づくりの取り組みにつきましても、今後ともより一層積極的に推進してまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております議案の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第9号及び議案第10号は、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の平成24年度決算について認定を求めようとするものでございます。

一般会計歳入歳出決算では、歳入額が1億8,100万円に対して、歳出額が1億6,300万円で、歳入歳出差引額は1,800万円の剰余となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算では、歳入額が1,310億9,800万円に対して、歳出額が1,280億2,200万円であり、歳入歳出差引額は30億7,600万

円の剰余となっております。

なお、平成24年度広域連合決算審査にあたりましては、監査委員から「医療費の増嵩に伴い財政運営が非常に厳しい中、医療費の適正化を図ることは喫緊の重要課題である。近年、増加している療養費について、審査を強化するなど一層の適正化を図りたい。」とのご意見をいただいております。

当広域連合といたしましては、療養費の審査を一層強化するとともに、今後更なる被保険者の増加とともに医療費の増嵩が懸念されることから、引き続き医療費の適正化や適正な保険給付の取り組みを進め、健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

次に、条例案件でございますが、議案第11号は医療費財源の年度間調整を行い、財政の適正かつ健全な運営を図ることを目的としまして、後期高齢者医療給付費等準備基金を設置しようとするものでございます。

次に、平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第12号の一般会計補正予算は、1,600万円を増額するものでございまして、その内訳は、平成24年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還金としまして1,660万円の増額、及び専任広域副連合長の報酬減額に関する経費として約30万円の減額を計上いたしております。

次に、議案第13号の特別会計補正予算は、9億2,600万円を増額するものでございます。

その内訳は、平成24年度の国・県・支払基金、市町の負担金の精算に伴う返還金としまして6億6,700万円の増額、及び給付費等準備基金への積み立てに要する経費2億5,800万円を計上いたしております。

この給付費等準備基金は、先ほど議案第11号でご説明いたしました医療費財源の年度間調整を行い、財政の適正かつ健全な運営を図ることを目的に設置するものであり、平成24年度特別会計の決算に伴う剰余金について、国等の負担金の精算を行った後の残額2億5,800万円を積み立てようとするものでございます。

最後に、議案第14号は専任副広域連合長の報酬につきまして、国家公務員の給与

の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、本年7月から平成26年3月までの間、国の行政職給与の平均減額割合に準じた7.8%の減額を行うため、条例改正の専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

以上、6件の議案についてご説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（藤井勇治君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第10号「平成24年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第11号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第12号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第12号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第

1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第13号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第13号「平成25年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号に対する質疑を行います。

お手元の議案質疑通告一覧のとおり、議案質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。

10番谷畑英吾議員。

○10番（谷畑英吾君） 10番谷畑でございます。

議案第14号、専決処分につき承認を求めることについての案件について質疑をさせていただきますと思います。

本案につきましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請があったことに基づいて、専任の副広域連合長の報酬を6月27日の専決処分により減額をしているものでございます。

ただ、平成25年1月24日の閣議決定に基づいて総務大臣から要請があったものを、各市町に対して事前に照会があったとはいえ、時間的余裕のない6月中旬にその照会が形式的に行われただけでございます。

議会を招集する暇がなかったという理由によって、特別職の報酬改定について、条例改正を専決処分で行うというような手続きについて、これは議会軽視ではないかと考えるわけではありますが、広域連合長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（藤井勇治君） 当局の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 谷畑議員のご質問にお答えをいたします。

東日本大震災等に対処するための国家公務員の給与減額支給措置に準じた地方公務員給与の対応につきましては、平成25年1月28日付で総務大臣から、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されたところでございます。

また、スケジュールといたしましては、遅くとも平成25年7月からの施行に向け条例改正を行うこととされたところでございます。

この要請にかかる本広域連合の対応につきましては、構成市町の状況を踏まえて決定する必要があるということ判断として、そのため情報収集に努めてまいりましたが、構成市町における対応の方向性が概ね決定され、その状況を把握することができましたのが、平成25年の6月になってからでございました。

本広域連合議会の議員は、ご承知のように構成市町の長、または副市町長であり、このような状況の下、各市町の議会日程もございました。7月1日から施行できるよう当該条例を改正するために臨時議会を招集する時間的余裕はないと判断をいたしたところでございます。

以上のことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、この条例改正について専決処分を行ったものでございます。

なお、専決処分を行うにあたりましては、事前に、6月に各市町に条例改正の内容及び専決処分を行うことについてご説明し、各市町からは特にご異議はなかったところでございます。

○議長（藤井勇治君） 谷畑議員。

○10番（谷畑英吾君） 再質疑を行わせていただきます。

照会をいただいたのは6月20日前後だったというふうに記憶しております。

その際に異議はないということは申し上げました。

それはさりとて、やはり特別職の報酬について、議会の審議を経ずに執行部だけで専決をするというやり方は、通常どこの自治体においてもやっていないことではないのかと思うところであります。

今、広域連合長が答弁されました内容において、7月1日に間に合わせなければならぬというお話で暇がなかったということで、臨時議会を開く暇がなかったということだったというふうに思います。

ただ、考えてみますと、特別職の報酬について、7月1日に何がなんでも削減をしなければならなかったのかどうか。

実際、国からの要請は、ラスパイレス指数に対して100を揃えてほしいというような要請ではなかったかなと記憶をしているわけではありますが、特別職についてはそれにできるだけあわせてほしいというだけでありまして、7月1日にどうしてもやらなければならないことだったのかどうかということでもあります。

それが議会の招集をする暇がないような緊急事態であったのかどうかということを知っているわけでございます。

湖南省におきましても、一般職の給与カットについて議会に否決をされまして、再度、議会を招集する暇がなかったので専決処分をいたしました。

これはラスパイレス指数に関するところのみでございます。

同時に否決をされました特別職の報酬カット、給与カットにつきましては、後に臨時議会を招集いたしまして、さかのぼってといいますか、7月1日以降の相当分を後に上乗せをして削減をするという形で対応をさせていただいたところでございます。

ですから、招集の暇がないというようなお話ではありましたが、逆にいうと、無理矢理そこで招集する必要があったのかどうかということでありまして、この議会において、議会運営委員会もないわけでございますので、非常に歪な議会の運びになっているということは、以前からご指摘をさせていただいているわけではありますが、湖南

市においても、議員の報酬28万円を35万円に引き上げるというようなことをさせていただきましたが、それは、私は専決にさせてもらったわけでは決してございません。議会の議決をいただいたわけでございます。

ですから、7月1日にどうしてもしなければならなかったことなのかどうか、カットされるということについては、国全体が東日本大震災に対する復興予算を捻出するという観点から取り組むということですので、特に問題はないというふうには考えておりますが、それが7月1日にどうしても議会の招集をせずにしなければならなかったことなのかどうか。

それとあわせてですが、この議案を見せていただいて初めて気がついたというのは、少し職責からいってどうかと自分を責めているわけでありまして、専任副連合長の報酬は47万2千円ですね。

先ほども私、湖南省の議会の議員の報酬28万円ということを申し上げましたが、県からの毎回天下りで副連合長のポストが埋められているという実態からみて、この47万2千円とあることが妥当なのかどうか。

そして県からは事務費負担金はいただいているわけでありまして、すべて市町からの分担金、負担金の中から、県のOBのほぼ指定職になっているところについて報酬が出ているわけです。

気を悪くしないでいただきたいと思いますが、これは市町の住民の税から出ている部分が多いわけでありまして、それがそういった形で支出をされていることについては、以前も指摘をさせていただいたと思いますが、今、あらためて議案を見てこの額に気がつきましたので、これについてどのように思っておられるのかということについても、少しお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○議長（藤井勇治君） 広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 今ご質問をいただいた数点ございますので、まずは一般職と特別職では違いがあるのではないかと。

その実施時期につきましても、7月1日にこだわらなくてもよかったのではないかとというのが1点だと思います。

これにつきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、やはり構成市町の

状況という、これを重視した中で進めてまいったところでありまして、ちなみに草津市で申せば、これは6月26日が閉会日でしたが、県内の状況を踏まえて、その時に特別職も含めて提案を申し上げ、7月1日から実施をしたという状況がございました。

他の市町の多くも、それぞれ若干の違いはございますが、特別職についても7月1日からの実施というところが多ございました。

そういった中において、私の判断としては、もちろん副連合長なりと協議をした中で7月1日の、特別職についても実施をしようということで、こういう条例改正をするということで、そのためには臨時議会を召集する暇がないと、そういう一連の判断をしたところでございます。

それともう一つでございますが、特別職の、今の専任の副連合長の報酬の額、あるいはその財源についてのお尋ねであったと思いますが、これは私も副連合長も含めまして、この市町で構成している後期高齢者医療の事務を責任を持って進めていく、その対価としての報酬額であるという認識でございますので、その額につきましても、他の広域連合であるとか、あるいは滋賀県で申せば国保連合会がございまして、そこらとの均衡の中でこの金額については定められているというように考えているところでありますし、ただ、今後について、後期高齢者医療広域連合、これから恒久的にこの制度が国の方においても進めていこうとされていますので、この事務局体制のあり方も含めまして、今後においてこういった形のを整理して、市町と共に円滑なる、また適正なる運営をしていくかについては、さらに検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上とさせていただきます。

○議長（藤井勇治君） はい、以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第14号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第14号「専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成25年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後2時45分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成25年11月7日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

署 名 議 員

福 井 正 明

署 名 議 員

小 椋 正 清